

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成21年8月7日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂センター北地区建築協定

2 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 長田 弘

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目27番1,27番7及び27番14から27番16まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

5 協定の期間

10年間

6 認可年月日及び番号

平成21年8月7日付け第13-003号

(都市計画局建築指導部建築指導課)